

【 検査 】

4 2 6 眼底カメラ（網膜前膜）の算定について

《令和7年1月31日》

○ 取扱い

網膜前膜に対するD256眼底カメラ撮影（「1」通常の方法の場合）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

眼底カメラ撮影は、眼底の循環状態、網膜、網膜色素上皮と脈絡膜の病変を精査・記録するものである。

網膜前膜（黄斑前膜）は網膜の黄斑部表面に膜が張る状態で、時間の経過とともに膜が厚くなり上膜の収縮により生じた網膜の皺により、視力低下や歪視の症状が出現する疾患であり、本撮影は当該疾患の精査に有用である。

以上のことから、網膜前膜に対するD256眼底カメラ撮影（「1」通常の方法の場合）の算定は、原則として認められると判断した。